

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第26号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第14号中「12, 800円」を「14, 500円」に改め、同表第15号中「11, 300円」を「12, 800円」に改め、同表第16号及び第17号中「10, 800円」を「12, 200円」に改め、同表第18号中「10, 900円」を「12, 400円」に改め、同表第19号中「9, 600円」を「10, 900円」に改め、同表第20号及び第21号中「8, 900円」を「10, 100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、同前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は同条の規定による投票については、なお従前の例による。

（揭示済）

規 則

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例施行規則を、ここに公布する。

令和7年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第26号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例（令和7年宇治市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 条例第2条第13号に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校
- (2) 児童福祉施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
- (3) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- (4) 図書館 図書館法（昭和25年法律第118号）に規定する図書館
- (5) 公民館 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する公民館

(6) 老人福祉施設 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設

(7) 介護保険施設 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設

(8) 障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

（事前協議）

第3条 条例第6条の規定による協議を行おうとする者は、事前協議書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第5条の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）が個人である場合は、住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 条例第2条第12号に規定する計画区域（以下「計画地域」という。）の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 付近見取図（縮尺が2, 500分の1以上のものに限る。）
- (4) 全体配置図（縮尺が100分の1以上のものに限る。）
- (5) 密植した垣根、障壁等の平面図及び立面図
- (6) 計画区域の境界線からの水平距離が115メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (7) 火葬を行うための設備（以下「火葬設備」という。）の仕様書その他の書類
- (8) 計画区域及びその周辺の状況を示す写真
- (9) ペット霊園に関する工事の方法及び工程に関する書類及び図面
- (10) 納骨堂及び火葬施設の設計図
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類及び図面

2 市長は、前項の協議が整ったときは、その旨を文書により当該協議を行った者に通知するものとする。

（標識の設置）

第4条 条例第7条第1項の標識（以下「標識」という。）は、ペット霊園設置等計画のお知らせ（別記様式第2号）とする。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所を示す位置図
- (2) 標識の設置の状況及び標識に記載された事項を示す写真（説明会の開催等）

第5条 申請予定者は、条例第8条第1項の説明会（以下「説明会」という。）において、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を近隣住民等に配布するとともに、その内容を十分に説明しなければならない。

- (1) 申請予定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) ペット霊園の名称及び所在地
- (3) ペット霊園の種類、規模（墓地にあっては、その区域の面積）及び構造
- (4) ペット霊園に関する工事の方法及び工程
- (5) ペット霊園の事業の開始予定日
- (6) 周辺の生活環境を保全し、及び公衆衛生上支障が生じないようにするために配慮する事項

2 申請予定者は、説明会の開催に当たっては、あらかじめ開催の日時及び場所について、当該開催の日の14日前までに計画区域内の見やすい場所における掲示その他の適当な方法により周知しなければならない。

3 条例第8条第3項の規定による報告は、説明会開催結果報告書

（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会の議事録
- (3) 説明会の周知を行った地域の範囲を示した図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類（設置等許可の申請）

第6条 条例第9条第1項の規定による申請は、ペット霊園設置等許可申請書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 条例第9条第1項各号列記以外の部分に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 第3条第1項の規定により同項の事前協議書に添付した書類及び図面（内容に変更があったものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類及び図面

3 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ペット霊園に関する工事の期間
- (2) ペット霊園の使用開始予定日
- (3) ペット霊園の維持管理の方法
- (4) ペット霊園管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (5) 周辺の生活環境を保全し、及び公衆衛生上支障が生じないようにするために配慮する事項

4 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、許可又は不許可を決定し、ペット霊園設置（変更）許可・不許可決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（火葬施設の構造設備の基準）

第7条 条例第12条第4号カの規則で定める十分な能力は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 防音 火葬時に発生する騒音が、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により市長が定める基準を満たすこと。
- (2) 防じん サイクロン若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の集じん能力を有する装置が設けられていること。

（工事着手の届出）

第8条 条例第13条の規定による届出は、ペット霊園工事着手届出書（別記様式第7号）により行うものとする。

（工事完了の届出）

第9条 条例第14条第2項の規定による届出は、ペット霊園工事完了届出書（別記様式第8号）により行うものとする。

（軽微な変更の届出）

第10条 条例第15条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第5条の許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- (2) ペット霊園の名称又は所在地（地番等の変更に係るものに限る。）
- (3) 納骨堂の規模（規模を縮小する場合に限る。）
- (4) 火葬施設の構造設備（処理能力又は火床面積を縮小する場合に限る。）

2 条例第15条の規定による届出は、ペット霊園軽微変更届出書（別記様式第9号）により行うものとする。

（地位の承継の届出）

第11条 条例第17条第3項（条例第24条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、ペット霊園・移動火葬業地位承継届出書（別記様式第10号）に承継の事実を証する書類を添

えて行うものとする。

（移動火葬業の許可の申請）

第12条 条例第19条の規定による申請は、移動火葬業の許可申請書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 条例第19条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 移動火葬を行うための場所として確保している場所の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 条例第21条第1項第6号アただし書の規定に該当するときは、土地所有者承諾書（別記様式第12号）
- (3) 移動火葬車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の規定により交付された自動車検査証をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 移動火葬車両の写真（車両の前後左右から各1枚撮影したもの）
- (5) 移動火葬車の火葬設備の構造及び処理能力並びに当該火葬設備が条例第12条第4号に掲げる基準に適合することを明らかにした書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類及び図面

3 条例第19条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 移動火葬車両の自動車登録番号
- (2) 移動火葬を行うための土地の所在地
- (3) 移動火葬を行うための土地所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

4 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、許可又は不許可を決定し、移動火葬業の設置（変更）許可・不許可決定通知書（別記様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（移動火葬車両の使用の制限）

第13条 移動火葬業者は、条例第21条第1項第1号の規定により氏名（法人にあっては、その名称。以下この項において同じ。）を表示する場合において、氏名以外の名称でその業を行うときは、氏名のほか、当該名称を表示することができる。

2 条例第21条第1項第1号の規定による表示は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて行うものとする。

（移動火葬業の変更の許可等）

第14条 条例第22条第2項の規則で定める申請書は、移動火葬業の変更許可申請書（別記様式第14号）とする。

2 条例第22条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 変更する移動火葬車両の自動車検査証の写し
- (2) 変更する移動火葬車両の写真（車両の前後左右から各1枚撮影したもの）
- (3) 変更する移動火葬車両の火葬設備の構造及び処理能力並びに当該火葬設備が条例第12条第4号に掲げる基準に適合することを明らかにした書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類及び図面

3 条例第22条第4項の規定による届出は、移動火葬業の軽微変更届出書（別記様式第15号）により行うものとする。

（廃止の届出）

第15条 条例第26条第1項の規定による届出は、ペット霊園・移動火葬業廃止等届出書（別記様式第16号）により行うものと

する。

（身分証明書）

第 1 6 条 条例第 3 2 条第 2 項の証明書は、身分証明書（別記様式第 1 7 号）とする。

（補則）

第 1 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（現に存するペット霊園に係る届出）

2 条例附則第 2 項の規定による届出は、市長が定める様式により行うものとする。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

事前協議書

年 月 日

宇治市長宛て

申請予定者 住 所
氏 名
（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第 6 条の規定により、次のとおり提出します。

協議の内容	（□墓地 □納骨堂 □火葬施設）の（□設置 □拡大 □増設 □変更）	
ペット霊園	名 称	
	所在地	

墓地

面 積	
区 画 数	

納骨堂

床 面 積	
構 造	
納 骨 壇 数	

火葬施設

床 面 積	
火葬設備の構 造	
火葬設備の数	

（裏）

構造設備

外部から見通すことができない設備	□垣根 □障壁 □その他（ ）		
排水施設の概要			
管 理 事 務 所	階建	延床面積	
便 所	箇所		
給 水 施 設	箇所		
ご み 集 積 場	箇所		
初期消火に必要な設備			

標識設置予定年月日	年 月 日
説明会開催予定年月日	年 月 日
申 請 予 定 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
営業開始予定年月日	年 月 日
備 考	

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

ペット霊園設置等計画のお知らせ		
ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地		
事業区域の面積		
ペット霊園設置等計画の区分	墓 地	☐ 設置 ☐ 区域の拡大
	納 骨 堂	☐ 設置 ☐ 増設 ☐ 変更
	火葬施設	☐ 設置 ☐ 増設 ☐ 変更
設置（予定）者 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	住 所 氏 名 (電話番号)	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
標 識 設 置 年 月 日	年 月 日	
説 明 会 の 日 時	年 月 日	
※ この標識は、宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第 7 条第 1 項の規定によるものです。この計画について、問い合わせたいことがある方は、次の連絡先に申し出てください。		
連絡先	(電話番号)	

備考 この標識の大きさは、縦及び横それぞれ 6 0 センチメートル以上とする。

別記様式第 3 号（第 4 条関係）

標識設置届出書

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住 所
氏 名
（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
標 識 設 置 年 月 日	年 月 日
備 考	

別記様式第 4 号（第 5 条関係）

説明会開催結果報告書

年 月 日

宇治市長宛て

報告者 住 所
氏 名
（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第8条第1項の規定により、説明会を開催したので、同条第3項の規定により報告します。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
ペット霊園の区域の面積	
ペット霊園の種類	☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬施設
申請の区分	☐ 設置 ☐ 区域の拡大 ☐ 増設 ☐ 変更
開催日時	
開催場所	
近隣住民等の出席者数	
説明者の氏名	
説明会開催についての周知の方法	
近隣住民等の意見を踏まえて講ずる措置	

備考 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

別記様式第5号（第6条関係）

（表）

ペット霊園設置等許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請の内容	(☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬施設) の (☐ 設置 ☐ 拡大 ☐ 増設 ☐ 変更)	
ペット霊園	名 称	
	所在地	
墓地		
面 積		
区 画 数		
納骨堂		
床 面 積		
構 造		
納骨壇数		
火葬施設		
床 面 積		
火葬設備の構造		
火葬設備の数		

（裏）

構造設備

外部から見通すことができない設備	☐ 垣根 ☐ 障壁 ☐ その他 ()		
排水施設の概要			
管理事務所	階建	延床面積	
便 所	箇所		
給 水 施 設	箇所		
ご み 集 積 場	箇所		
初期消火に必要な設備			

工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用開始予定日	年 月 日
維持管理の方法	
ペット霊園管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名 住所 連絡先

周辺の生活環境を保全し、及び公衆衛生上支障が生じないようにするために配慮する事項	
備 考	

別記様式第6号（第6条関係）

ペット霊園設置（変更）許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日
様

宇治市長 印

年 月 日付けで申請のあったペット霊園の設置（変更）許可申請について、下記のとおり許可（不許可）の決定をしたので通知します。

記

申請者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
申 請 の 内 容		
ペ ッ ト 霊 園 の 名 称		
ペ ッ ト 霊 園 の 所 在 地		
許可の条件又は不許可の理由		

別記様式第7号（第8条関係）

ペット霊園工事着手届出書

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
工 事 の 概 要	

別記様式第8号（第9条関係）

ペット霊園工事完了届出書

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住 所
氏 名(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事完了年月日	年 月 日
工 事 の 概 要	

別記様式第9号（第10条関係）

ペット霊園軽微変更届出書

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住 所
氏 名(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	☐ 設置者の氏名又は住所 ☐ ペット霊園の名称又は所在地 ☐ 納骨堂の規模（規模を縮小する場合に限る。） ☐ 火葬施設の構造設備（処理能力又は火床面積を縮小する場合に限る。）
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

備考 変更の内容を明らかにするために必要なものを添付すること。

別記様式第10号（第11条関係）

ペット霊園・移動火葬業地位承継届出書

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住 所
氏 名(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第17条第3項（第24条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 し た 地 位	☐ ペット霊園の設置等許可 ☐ 移動火葬業の許可	
ペット霊園の名称又は移動火葬業者の名称		
ペット霊園の所在地又は移動火葬業者の所在地		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
承 継 年 月 日	年 月 日	
被承継者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	
承 継 の 原 因		

備考 承継の事実を証する書類を添付すること。

別記様式第11号（第12条関係）

移動火葬業の許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住 所
氏 名(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第19条の規定により、次のとおり申請します。

移動火葬業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
移動火葬業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
移動火葬車両の台数			
移動火葬車両	1	自動車登録番号	
		火葬設備の構造	
	2	自動車登録番号	
		火葬設備の構造	
	3	自動車登録番号	
		火葬設備の構造	
移動火葬車両の保管場所及び保管方法			
移動火葬を行うための土地の所在地			
移動火葬を行うための土地の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）			

別記様式第12号（第12条関係）

土地所有者承諾書

年 月 日

宇治市長宛て

土地所有者 住 所
氏 名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第21条第1項第6号アただし書の規定により、移動火葬車両による火葬を行うにあたり、次の内容について承諾します。

移動火葬車両による火葬を行う土地の所在地	
移動火葬業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
承諾の内容	1 私の所有する上記の土地において、移動火葬車両による火葬を行うこと。 2 当該移動火葬に起因する損害賠償等が生じた場合において、上記の移動火葬業者と連帯してその責を負うこと。

別記様式第13号（第12条関係）

移動火葬業の（変更）許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日
様

宇治市長 印

年 月 日付けで申請のあった移動火葬業の（変更）許可申請について、下記のとおり許可（不許可）の決定をしたので通知します。

記

申請者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
申請の内容		
移動火葬業者の名称		
移動火葬業者の所在地		
許可の条件又は不許可の理由		

別記様式第14号（第14条関係）

移動火葬業の変更許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住所
氏 名
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり申請します。

移動火葬業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
移動火葬業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
許可年月日及び許可番号		年	月 日 第 号
変 更 事 項		☐ 台数 ☐ 火葬設備の構造	
変更の内容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 の 理 由			

別記様式第15号（第14条関係）

移動火葬業の軽微変更届出書

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住所
氏 名
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第22条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

移動火葬業者の名称(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
移動火葬業者の所在地(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)		
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 事 項		☐ 移動火葬業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ☐ 移動火葬車両の台数 ☐ 移動火葬車両の保管場所及び保管方法 ☐ 移動火葬車両の自動車登録番号 ☐ 移動火葬を行うための土地の所在地 ☐ 移動火葬を行うための土地所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

備考 変更の内容を明らかにするために必要なものを添付すること。

別記様式第16号（第15条関係）

ペット霊園・移動火葬業廃止等届出書

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住所
氏 名
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の名称又は移動火葬業者の名称	
---------------------	--